

令和8年4月1日採用および随時職員募集情報(指導員)

雇用形態	正規職員 ※採用から6ヶ月間は試用期間（諸条件に差異なし）とします。	
募集職種・人数	指導員 4名程度	
業務内容	雇入れ直後	障害児・者及び高齢者の直接支援・相談支援・生活支援・身体介護・指導計画の立案等の業務等
	変更の範囲	雇入れ直後の従事すべき業務と同じ。
勤務地	雇入れ直後	千葉市内の協議会管理施設（千葉市内のみの勤務となります。） (https://chiba-shakyo.jp/)
	変更の範囲	上記と同じ（本会が管理する全施設（事業所））。
応募資格	年齢要件	・平成2年4月2日以降に生まれた方（35歳以下の方）
	資格要件	① 社会福祉士の資格を有する方 ② 社会福祉主事任用資格を有する方 ③ 大学で、社会福祉学科、心理学科、教育学科、社会学科等を卒業した方 ④ 教員免許状を有する方 ⑤ 児童指導員任用資格を有する方 ⑥ 精神保健福祉士の資格を有する方 ※採用日時点において、①～⑥のいずれかに該当する方（見込み可）
給与	月給 （4大新卒者の場合） 256,272円～ （4大既卒者5年経験） 277,134円～ （4大既卒者10年経験） 290,586円～ その他手当(時間外・住居・通勤・扶養・期末勤勉【4.40カ月/年(令和7年度実績)初年度は採用月に応じて減額されます】等)を別途支給します。 ※月給には、地域手当が含まれます。 ※初任給は、学歴・前職等に応じて決定します。 ※規定に基づく退職手当制度があります。	
勤務条件	勤務形態 週5日（土日祝休）、又は変則勤務（年末年始、祝日相当分休み） 勤務時間 7:30～16:15、8:30～17:15、8:45～17:30、 9:00～17:45、10:15～19:00 ※勤務地やシフトにより異なります。 有給休暇 毎年4/1に20日付与されます。採用日時点での付与あり。 特別休暇 結婚、出産、子の看護、介護、夏季（6日）・忌引 他	
応募方法	履歴書（写真貼付）と当該資格証の写しを添付のうえ、（資格取得見込み者については卒業見込証明書を添付）下記住所宛、郵送またはご持参ください。（ <u>なお、履歴書の右上に必ず採用希望職種を記入すること</u> ）	
試験日程・内容	《1次試験》 適性検査・教養試験・作文試験 《2次試験》 面接試験（1次試験合格者のみ） ※応募状況により、1次試験の前に書類審査を実施する場合があります。	
採用予定日	令和8年4月1日 および 随時(応相談)（但し、原則として各月の1日となります。）	
問い合わせ書類郵送先	〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2千葉市ハーモニープラザ3階 千葉市社会福祉協議会 総務企画課施設経営班 採用担当宛 電話 043-209-8815	

○本会の概要等、詳細は本会ホームページをご覧ください。（<https://chiba-shakyo.jp/>）

○お問い合わせは平日にお願いいたします。（電子メールでのお問い合わせは、ご遠慮下さい。）

職種別業務紹介

～指導員編～



指導員

指導員とは・・・

千葉市社会福祉協議会の「指導員」は市内の協議会管理施設で障害児・者や高齢者に対し様々な支援をします。一言で言うと「支援」ですが、配属施設によってその内容は異なります。

障害分野の施設では、療育や発達支援、相談支援、生活支援、就労支援、活動支援等の直接支援の他、地域連携や社会参加の促進等。高齢分野の施設では、高齢者の生活相談や健康相談など相談支援をはじめ、介護予防などのイベント企画立案、地域への訪問等。どちらの分野においても、関係機関と連携をして支援しています。

市内に障害・高齢施設を多数もっている千葉市社会福祉協議会だからこそ積み重ねていけるキャリアと、繋がれる多職種の仲間達が大きな連携力を生み出し、より良い支援を提供できる職場環境です。

指導員が活躍する施設・・・

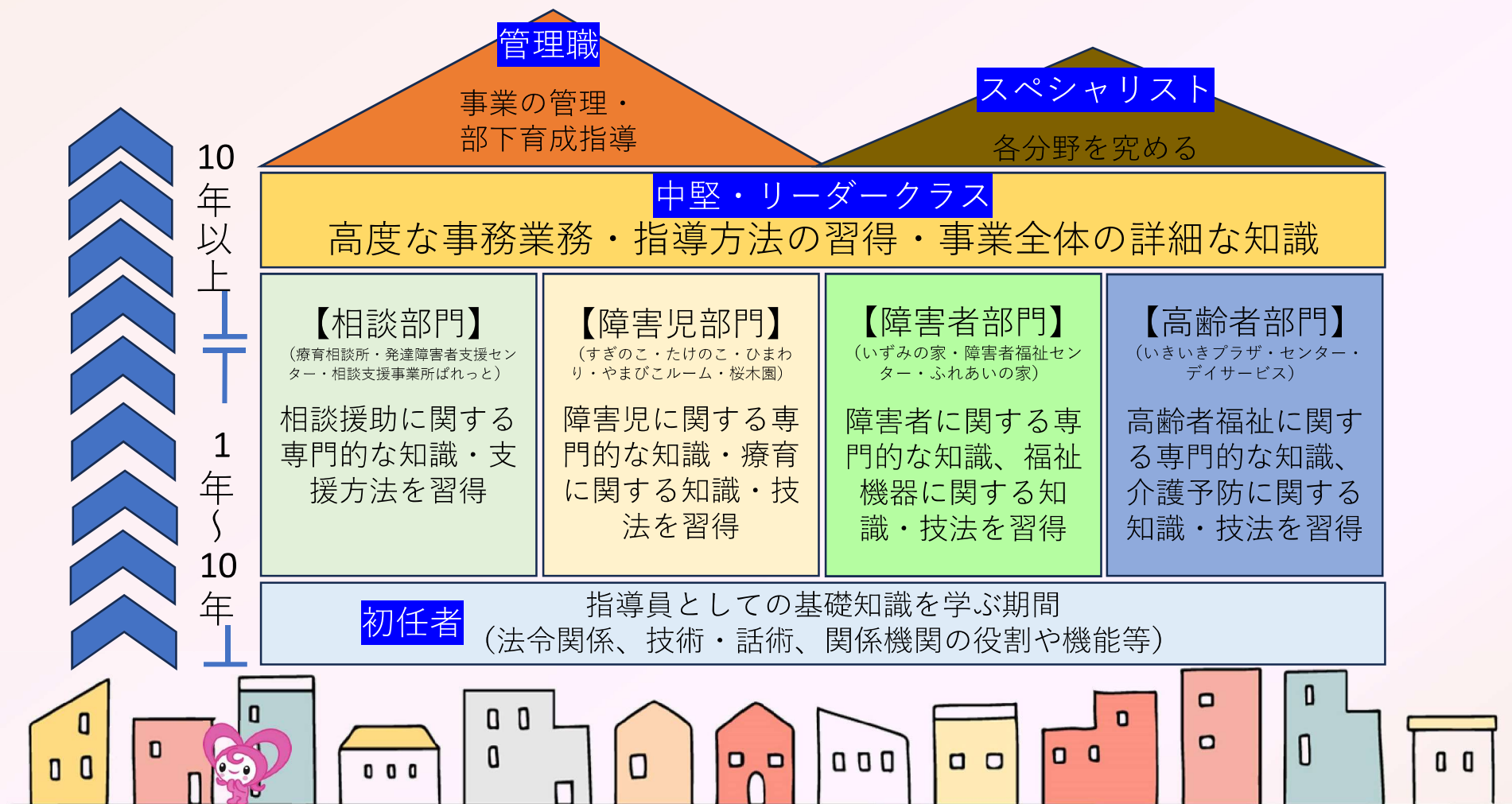
- ・千葉市桜木園
- ・千葉市療育センター（療育相談所）
- ・千葉市療育センター（相談支援事業所ぱれっと）
- ・千葉市療育センター（いずみの家）
- ・千葉市療育センター（ふれあいの家）
- ・千葉市療育センター（発達障害者支援センター）
- ・千葉市療育センター（すぎのこルーム・やまびこルーム）
- ・千葉市大宮学園
- ・千葉市障害者福祉センター
- ・千葉市各区いきいきプラザ（センター）



キャリアパス

『指導員キャリアパス』『指導員チェックリスト』を用いて育成

定期的に異動を行いながら、各部門で必要な知識や技術を身に着けます。適性を見ながらリーダークラス、管理職または得意分野を究めたスペシャリストを目指していただきます。



各施設の業務内容・・・

障 害

千葉市桜木園 （医療型障害児入所施設）

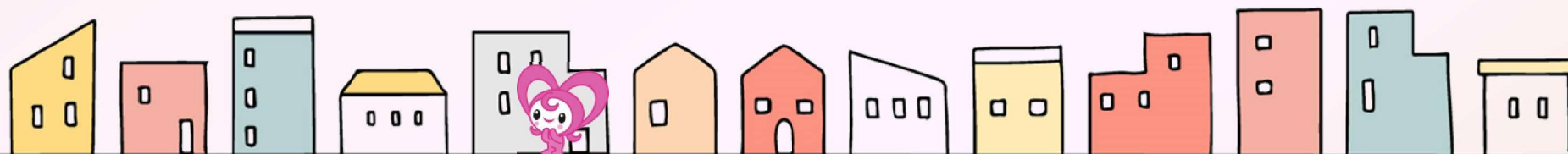
重症心身障害児者（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した方）に対し、医療、看護、介護、療育を行う施設。

- ①入所施設（療養介護・医療型障害児入所施設） 入所定員 55名（うち短期入所5名）
- ②通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護） 通所定員 20名／日

指導員の業務は？

未就学児から高齢者まで、幅広い年齢層の障害児者を支援。
長期にわたって利用者のライフサイクルに携わり、利用児者のご家族をサポート。

- ①創作などの日中活動支援、療育
 - ②季節行事、外出、家族行事等の企画、実施
 - ③有償ボランティアを活用した行事の企画、実施
 - ④生活支援（食事、入浴、排泄、移乗介助など含む）
 - ⑤個別支援計画案の作成
 - ⑥ご家族との各種面談（医療、支援計画提示、利用契約など）の日程調整及び意向の確認
 - ⑦児童相談所、市町村、特別支援学校など関係機関との連携
 - ⑧実習の受け入れ（教員免許（介護等体験）、保育実習）
- など・・・



 療育相談所 （障害児相談検査部門）

発達に心配のある**お子さん**と**そのご家族等**の相談を受けたり、お子さんの検査・評価・診断を行い、早期発見と発達支援をしている医療機関。

指導員の業務は？

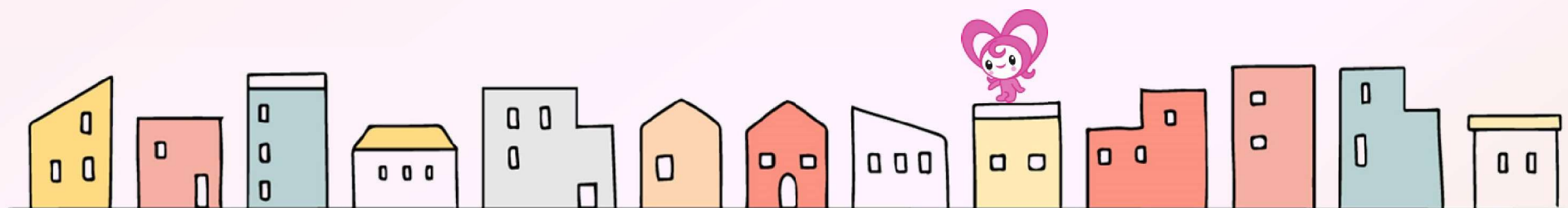
発達に心配のあるお子さんとそのご家族等の相談を受け、診察や療育の相談窓口となり地域で安心して生活ができるように支援しています。

 発達障害者支援センター （発達障害者支援センター）

千葉市内にお住まいの、自閉症・アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害がある**ご本人、ご家族、支援者**及び**関係機関**からの相談を受ける施設。

指導員の業務は？

発達障害のある方や、その家族からの様々な不安や悩みなどの相談を受け、地域で安心して生活ができるように、必要なサービスが受けられるようにお手伝いをします。



相談支援事業所ぱれっと （障害児相談支援事業所・特定相談支援事業所）

障害児とその保護者や障害がある方からのご相談に応じ、障害特性に応じたサービス利用についての助言や情報提供を行います。将来の希望や家庭環境等をお伺いし課題を整理したうえで、適切なサービスが提供されるよう、障害児支援利用計画の作成・見直しや連絡調整を行います。

指導員の業務は？

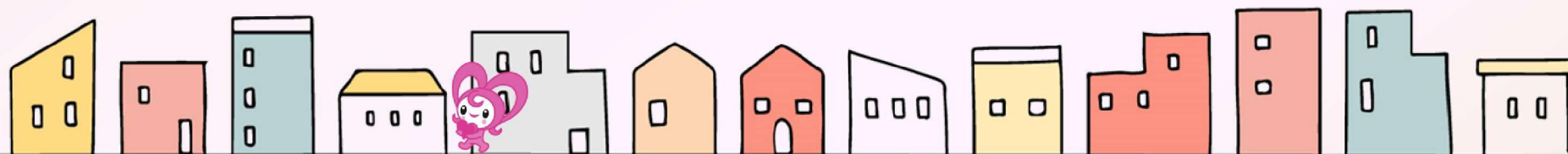
障害のある児とその保護者や障害のある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うなど、相談業務をメインとしたお仕事です。

ふれあいの家 （身体障害者福祉センター）

障害をお持ちの方がご自身で通い、習い事やサークル活動を楽しんだり、身体機能の維持・改善、日常生活動作や環境などの見直し、言語聴覚訓練などを個別やグループで行います。

指導員の業務は？

日常生活や健康面などさまざまな相談に応じ、また福祉制度の利用方法や関係施設・関係機関の紹介などを行います。



 千葉県療育センター すぎのこルーム (障害児通所支援事業所)

就学前の上肢・下肢・体幹に障害を持つ児童や発達に遅れのある児童が保護者とともに通園し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行っています。

 千葉県療育センター やまびこルーム (障害児通所支援事業所)

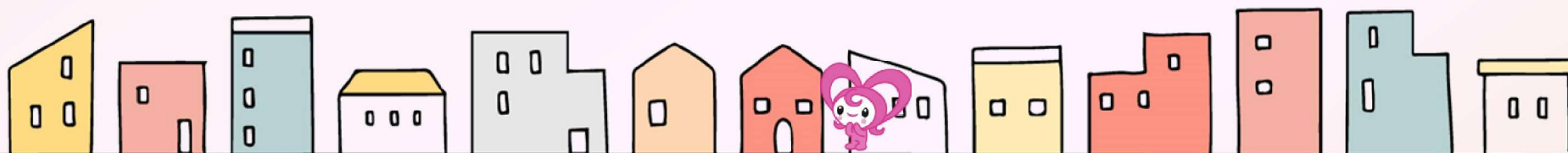
0歳～就学前の難聴のお子さんが保護者とともに通園し、きこえとことば、コミュニケーションについての療育を行っています。

 千葉県大宮学園児童発達支援センター (障害児通所支援事業所)

就学前の知的発達に遅れのある児童または就学前の上肢・下肢・体幹に障害を持つ児童が通園し、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りを目的とした療育を行います。

指導員の業務は？

上記児童発達支援センターでは、相談や療育を行っています。
お子さんへの直接的な支援（コミュニケーション、社会性、生活習慣など）のほか、家族や地域への支援を行います。



 いずみの家 （障害福祉サービス事業所）

- ・一般の就労を希望する通所可能な65歳未満の知的障害の方に、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練や就職後の相談等支援を行います。（就労移行支援事業）
- ・一般企業等での就労が困難な通所可能な知的障害の方に、施設内において就労の機会を提供、就労等に必要な知識や能力の向上のための訓練や支援を行います。（就労継続B型事業所）

指導員の業務は？

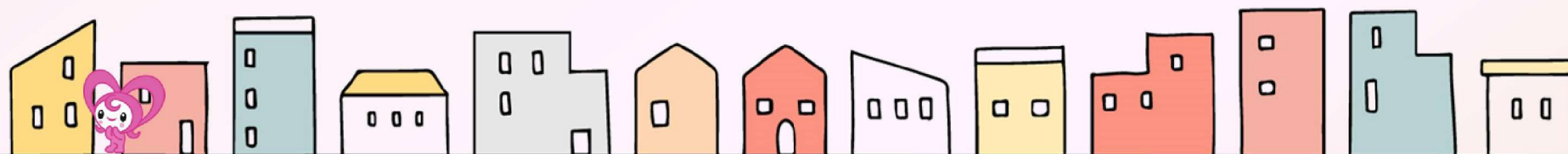
就労を目指すご利用者に対し、就職活動に必要なプログラムのご案内や就労移行、定着支援など、就労に必要な業務全般を行います。また、施設内での就労の支援や日常生活の支援、ご利用者等への相談援助を行います。

 千葉県障害者福祉センター （身体障害者福祉センター）

障害のある方が地域で豊かな生活を送れるよう、生活や健康面での相談や専門スタッフによる日常生活訓練を行ったり、創作活動やスポーツ活動、講座等を実施し、日常生活支援や社会参加の促進を行っています。

指導員の業務は？

福祉・生活・日常生活訓練などの相談対応やスポーツ、創作活動講座の企画立案および運営、イベントやレクリエーション活動の運営を行います。ご利用者の声を聴いて、企画を考え、いかに笑顔になってもらえるか、腕の見せどころです。



🏠 千葉市いきいきプラザ（センター） 🏠 （老人福祉センター・デイサービスセンター）

（老人福祉センター）

60歳以上の方が明るく健康で生きがいのある生活が送れるように、福祉講座やイベント、レクリエーション等を実施したり、生活相談や健康相談、地域との交流、世代間の交流など、健康増進や介護予防、社会参加の促進や教養の向上などを目的とし、提供しています。

（老人デイサービスセンター）

65歳以上または40～64歳の特定疾患に該当される方で公的介護保険制度にて、**要介護認定（要支援1，2 要介護1～5）**された**介護が必要な方**が、出来る限り自宅で自立した日常生活を送れるよう、入浴や食事、機能訓練などをサポートします。

＜市内のいきいきプラザ・センター＞

- （中 央 区）中央いきいきプラザ★、蘇我いきいきセンター
- （花見川区）花見川いきいきプラザ★、花見川いきいきセンター、さつきが丘いきいきセンター
- （稲 毛 区）稲毛いきいきプラザ、あやめ台いきいきセンター
- （若 葉 区）若葉いきいきプラザ、大宮いきいきセンター、都賀いきいきセンター
- （ 緑 区 ）緑いきいきプラザ、越智いきいきセンター、土気いきいきセンター
- （美 浜 区）美浜いきいきプラザ★、真砂いきいきセンター

★マークがついている「いきいきプラザ」にはデイサービスセンターが併設されています。

指導員の業務は？

（老人福祉センター）

高齢者が少しでも長く健康・元気でいられるよう、また、高齢者が人との関わりを持てる居場所を作るために、講座やイベント、レクリエーション等を企画立案、実施したり、地域・町内自治会等に出かけて体操をしたり、市内全域にある他のプラザ・センターや関係機関と連携をしながら千葉市の高齢者福祉を推進しています。

（老人デイサービスセンター）

利用者及び家族の相談に対する援助や施設の説明を行い、安心して利用できるようコミュニケーションを図ります。内外期間や多職種との連携や調整を実施して、個々の利用者の状況を把握しながら的確なケアプラン等の作成を行います。

